

資料編

- 資料 1 上尾市環境基本条例
- 資料 2 第二次上尾市環境基本
計画の検討の経緯
- 資料 3 第一次上尾市環境基本
計画の評価
- 資料 4 用語集

資料 1 上尾市環境基本条例

平成 9 年 9 月 30 日

条例第 25 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 7 条—第 21 条)

第 3 章 環境の保全及び創造のための推進体制(第 22 条—第 26 条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)

に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めなければならない。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成)

第 10 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境監査の実施)

第 11 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 12 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第 13 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第 14 条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政措置)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 16 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健

全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 17 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第 19 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、第 18 条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第 24 条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

資料2 第二次上尾市環境基本計画の検討の経緯

1 検討の経緯

年月日	会議等実施事項	内容等
平成20年 8月25日～ 9月10日	市民・事業者意識調査	調査数【市民:1,500、事業者:500、合計:1,500】 回収数【市民:523、事業者 219、合計:742】 回収率【市民:34.9%、事業者 43.8%、合計:37.1%】
平成20年 9月8日	第1回上尾市環境基本計画 策定プロジェクトチーム会議	メンバーの任命、計画改定の進め方、現況調査、 現行計画の実施状況について
平成20年 10月15日	第1回上尾市環境づくり 市民会議	委員委嘱、計画改定の進め方、基礎調査結果 (中間報告)、市の環境の課題について
平成20年 11月18日	第2回上尾市環境づくり 市民会議	基礎調査結果、計画改定の方向性について
平成20年 11月21日	第2回上尾市環境基本計画 策定プロジェクトチーム会議	基礎調査結果、市の環境の課題、計画改定の方 向性について
平成20年 12月16日	環境政策推進会議 幹事会	計画改定の進め方、現行計画の評価結果、計画 改定の方向性について
平成20年 12月24日	環境政策推進会議	計画改定の進め方、現行計画の評価結果、計画 改定の方向性について
平成21年 2月12日	環境審議会	計画改定の進め方、現行計画の評価結果、計画 改定の方向性について
平成21年 3月2日～ 3月23日	中間パブリックコメント	
平成21年 5月18日	第3回上尾市環境基本計画 策定プロジェクトチーム会議	中間パブリックコメントの結果、計画の基本的事 項、望ましい環境像と目標、施策調査について
平成21年 6月1日	第3回上尾市環境づくり 市民会議	中間パブリックコメントの結果、計画の基本的事 項、望ましい環境像と目標について
平成21年 7月14日	第4回上尾市環境づくり 市民会議	望ましい環境像と目標、市の施策について
平成21年 8月11日	第4回上尾市環境基本計画 策定プロジェクトチーム会議	望ましい環境像と目標、市の施策について
平成21年 9月30日	第5回上尾市環境基本計画 策定プロジェクトチーム会議	市の施策と市民・事業者の行動指針の例示、 重点プロジェクトのテーマについて
平成21年 10月6日	第5回上尾市環境づくり 市民会議	市の施策と市民・事業者の行動指針の例示、 重点プロジェクトのテーマについて
平成21年 10月19日	第6回上尾市環境づくり 市民会議	市の施策と市民・事業者の行動指針の例示につい て

年月日	会議等実施事項	内容等
平成 21 年 11 月 4 日	第 7 回上尾市環境づくり 市民会議	推進体制と進行管理、環境基本計画の素案について
平成 21 年 11 月 11 日	第 6 回上尾市環境基本計画 策定プロジェクトチーム会議	推進体制と進行管理、環境基本計画の素案について
平成 21 年 11 月 24 日	環境政策推進会議 幹事会	環境基本計画の素案について
平成 21 年 11 月 25 日	第 8 回上尾市環境づくり 市民会議	環境基本計画の素案について
平成 21 年 12 月 22 日	環境政策推進会議	環境基本計画の素案について
平成 22 年 1 月 12 日	環境審議会	環境基本計画の素案について
平成 22 年 1 月 15 日～ 2 月 4 日	パブリックコメント	
平成 22 年 2 月 15 日	環境政策推進会議 幹事会	パブリックコメントの結果、環境基本計画の案について
平成 22 年 2 月 16 日	環境政策推進会議	パブリックコメントの結果、環境基本計画の案について
平成 22 年 2 月 19 日	環境審議会	パブリックコメントの結果、環境基本計画の案について
平成 22 年 3 月 31 日	第二次上尾市環境基本計画の決定	

2 上尾市環境づくり市民会議名簿

任期：平成20年10月15日から平成22年3月31日まで

区分	氏名	所属	備考
公募(市民)	小林 幹生		
	松尾 友靖		
公募(事業者)	山口 吉久	東京ガス株式会社埼玉支店 副支店長	平成20年10月15日～ 平成21年7月13日
	日原 順二	東京ガス株式会社埼玉支店 地域広報グループ 課長	平成21年7月14日～
区長会連合会	榎本 忠夫		
	永嶋 美喜雄		平成20年10月15日～ 平成21年5月31日
	古藤 重義		平成21年6月1日～
上尾市環境推進協議会	石川 泰正	上尾ものづくり協同組合 理事	会長
	植田 幸一	上郷区環境部リサイクル班	
	小倉 新一	上尾市環境保全団体連絡会 会長	
	岡戸 秀治	株式会社アイチコーポレーション 総務部担当部長	
	小川 早枝子	財団法人埼玉県生態系保護協会 上尾支部長	副会長
	小柳 治次	NPO法人 あげお「地球村」	
	高津 和宣	UDトラックス株式会社 生産・技術企画部環境管理担当シニアエキスパート	
	本田 重信	上尾商店街連合会 副会長	
	藤井 悦子	エコロジカル・ネットワーク 上尾 代表	

3 上尾市環境基本計画策定プロジェクトチーム名簿

任期：平成20年9月8日から平成22年3月31日まで

氏名	所属	職名	備考
市川 喜雄	都市整備部区画整理課	主査	リーダー
川井 有規	環境経済部商工課	副主幹	サブリーダー
小林 正和	企画財政部総合政策課	主査	
長谷川 浩二	総務部用地管財課	副主幹	
山崎 聡	健康福祉部社会福祉課	主査	
松本 憲二	市民部市民安全課	主査	
高垣 欣也	環境経済部生活環境課	主任	
柳下 貴之	環境経済部農政課	主査	～平成21.5.17
木村 修	環境経済部農政課	主任	平成21.5.18～
黒須 昭彦	環境経済部西貝塚環境センターごみ減量対策室	主査	
東 邦彦	都市整備部まちづくり計画課	主査	
岸野 重和	都市整備部みどり公園課	主査	
角谷 香	建設部道路整備課	技師	～平成21.5.17
田村 宏和	建設部道路整備課	主任	平成21.5.18～
川崎 富夫	建設部下水道課	主査	
田口 修	建設部河川課	主任	
立花 誠一	水道部総務課	主査	
齋藤 浩	教育総務部総務課	主査	
小宮山 克巳	教育総務部生涯学習課	主査	
井浦 博史	学校教育部指導課	副主幹	

事務局	環境経済部長	新井 正敏
	環境経済部参事兼次長	伊藤 俊典（環境経済部次長兼環境政策課長 林 史朗）*
	環境政策課長	和田 正憲
	環境政策課主幹	高橋 清
	環境政策課主査	鈴木 秀行
	環境政策課主任	本間 弘人

*（ ）は前任者

資料3 第一次上尾市環境基本計画の評価

基本目標（1）やすらぎのあるまちに

目標水準①自然を守り育てるまち

継続した取組に加え、より成果が出るような新たな取組が期待されます。

施策の展開方針(1)-①-1 今ある自然の保護・保全

総評	評価
<p>動植物の生息空間である緑地・樹林地の保全の取組が一部で行われており、満足度・向上率、共に充足率は5割となっています。しかし、環境状態を示す山林・原野面積は年々減少している状況です。失われつつある自然を保全していくことは今後も継続した課題となるでしょう。</p> <p>動植物の保護・保全については、希少種の数も調査が一部での実施のため、状態指標における過去と現在の比較も難しい状況です。現行、動植物調査のほか、市の施策に具体的な事業は見受けられませんので、現行の施策の妥当性などについても今後再考する必要があります。</p>	B-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	山林・原野面積	181ha (平成19年)	282ha (平成9年)		C
	市で確認された希少種の種数 (国又は県のレッドデータブックに該当する種)	植物:19種 動物:27種 (平成20年) ※上尾丸山公園内のみ調査。	植物:68種 動物:89種 (平成元年) ※対比不可のため参考値。	年間確認できる野鳥の種数: 100種以上 (重点目標)	-
満足度	里山など自然の緑の豊かさ	63.5%			B
環境向上率	里山など自然の緑の豊かさ	53.9%			B

施策の展開方針(1)-①-2 自然とのふれあいの促進

総評	評価
<p>自然とのふれあいについては、動植物を身近に感じるかの満足度・向上率、共に、充足率は5割程度ですが、環境保全活動への参加率が非常に低くなっています。今後は、環境保全活動の大切さを広め、参加率を高めていくことが課題となるでしょう。</p> <p>また、自然観察会や農業体験など市の施策の実施率は高いものの、前述のような結果となっていることから、機会の場の回数や広め方などに工夫が必要と思われます。</p>	B-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	環境保全活動への参加率	9.8%			C
満足度	野生の動植物の身近さ	56.5%			B
環境向上率	野生の動植物の身近さ	58.5%			B

目標水準②水辺や緑が身近にあるまち

継続した取組を着実に推進していくことが期待されます。

施策の展開方針(1)-②-1 緑化の推進

総評				評価
満足度・向上率、共に充足率は 5 割程度となっていますが、緑化の取組は部分的であり、また、環境状態を示す田・畑・山林・原野の面積は年々減少している状況です。宅地開発等に伴い緑地が失われていくなかで、新たな緑の創出が、今後も継続した課題となるでしょう。				B-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	田・畑・山林・原野が占める面積	24.2% 1,104ha (平成 19 年)	30.7% 1,398ha (平成 9 年)	緑の保全目標量：市域の約 30%以上 (重点目標)	C
満足度	まちの緑(緑地や街路樹など)の豊かさ	63.9%			B
環境向上率	まちの緑(緑地や街路樹など)の豊かさ	57.4%			B

施策の展開方針(1)-②-2 水辺環境の保全・整備

総評				評価
満足度の充足率は 5 割程度ですが、向上率が比較的高く、従前より改善されてきていることがうかがえます。施策の実施率が低いことから、今後、取組を着実に実行していくことで、改善効果が上がるものと期待されます。				B+

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	水の豊かさ(沼、川、地下水、湧水)	58.7%			B
環境向上率	水の豊かさ(沼、川、地下水、湧水)	70.5%			A

施策の展開方針(1)-②-3 公園の整備

総評				評価
環境状態である一人当たりの都市公園面積は重点施策の目標に達成していませんが、向上率が比較的高く、従前より改善されてきていることがうかがえます。また、満足度の充足率は7割に近く、他の項目と比較すると高くなっています。施策の実施率が低いことから、今後、取組を着実に実行していくことで、改善効果上がるものと期待されます。				B+

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	一人当たり都市計画公園面積	3.84m ² (平成19年)	3.37m ² (平成9年)	公園や緑地として整備する施設の面積目標： 市民一人当たり6.5m ² 以上 (重点目標)	C
満足度	ゆとりのある空間(公園、広場)の豊かさ	64.5%			B
環境向上率	ゆとりのある空間(公園、広場)の豊かさ	78.8%			A

施策の展開方針(1)-②-4 農地の保全・活用

総評				評価
満足度・向上率、共に5割程度と平均的であるものの、農業従業者の減少に伴い、田畑の面積は減少傾向にあります。市の緑地は生産緑地が多くを占めることから、動植物の生息・生育空間として、農地の保全への継続した対策が望まれます。				B+

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	田畑の面積	923ha (平成19年)	1,116ha (平成9年)		C
満足度	ふれあえる土の豊かさ	64.0%			B
	地場産品の豊富さ	59.0%			B
環境向上率	ふれあえる土の豊かさ	69.3%			B
	地場産品の豊富さ	81.0%			A

目標水準③五感にやさしいまち

一部の取組について、取組内容の見直しが必要です。

施策の展開方針(1)-③-1 サウンドスケープデザイン

総評					評価
音や振動については、満足度・向上率、共に 5 割以上となっていますが、施策が全く実施されていないことから、計画の推進に伴う成果として判断することができず、評価を行うことができません。施策・取組の見直しが必要です。					—

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	音や振動などの静かさ	63.8%			B
環境向上率	音や振動などの静かさ	56.0%			B

施策の展開方針(1)-③-2 四季のかおりを感じるまちづくり

総評					評価
臭いについては、満足度・向上率、共に 7 割以上と高いものの、施策が全く実施されていないことから、計画の推進に伴う成果として判断することができず、評価を行うことができません。施策・取組の見直しが必要です。					—

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	臭い(悪臭)などの感覚	77.1%			A
環境向上率	臭い(悪臭)などの感覚	81.8%			A

施策の展開方針(1)-③-3 景観の保全・整備

総評					評価
まちなみの美しさに関する満足度・向上率の充足度 7 割以上と高くなっています。この状況を維持できるよう、継続した取組が必要です。					A

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	まちなみの美しさ	72.9%			A
環境向上率	まちなみの美しさ	82.9%			A

施策の展開方針(1)-③-4 歴史的・文化的環境の保全・整備

※総合計画に位置づけるものとして、評価の対象とせず。

基本目標(2) 清らかで安全なまちに

目標水準①公害のないまち

継続的な取組の実施に加え、特に水質と騒音・振動への対策が期待されます。

施策の展開方針(2)-①-1 大気汚染の防止

総評				評価
大気の状態は、概ね環境基準を達成しており、満足度・向上率、共に充足率は高めの傾向がみられます。環境基準を満たしていない光化学オキシダント対策を強化するとともに、継続した取組が必要です。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	大気環境の環境基準達成状況	二酸化硫黄:A 二酸化窒素:A 光化学オキシダント:C 浮遊粒子状物質:A (平成19年)	二酸化硫黄:A 二酸化窒素:A 光化学オキシダント:C 浮遊粒子状物質:C (平成10年)		B
満足度	空気のきれいさ	76.7%			A
環境向上率	空気のきれいさ	64.5%			B

施策の展開方針(2)-①-2 水質汚濁の防止

総評				評価
河川水質の環境基準達成率は向上傾向にあり、向上率も約7割と高めになっていますが、水質に関する満足度は低く、今後も力を入れて取り組む必要があります。				B-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	河川水質のBOD環境基準達成状況	達成率58.8% (17地点中10地点) (平成18年)	達成率0% (17地点中0地点) (平成10年)	環境基準 芝川:10mg/l 鴨川:5mg/l ※その他河川は環境基準が設定されていないが5mg/lを目安とした。	B
満足度	近くの川や水路など水のきれいさ	45.3%			C
環境向上率	近くの川や水路など水のきれいさ	67.9%			B

施策の展開方針(2)-①-3 騒音・振動の防止

総評		評価
騒音・振動の環境基準達成率には変化は無く、満足度・向上率、共に充足率は 6 割前後となっています。騒音や振動は一部の地域に限定されることもあることから、市域全体の評価指標だけで判断することは難しく、今後も継続した取組が必要と思われます。		B-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	自動車騒音の環境基準達成状況	達成率:昼間 66.6% (3 地点中 2 地点) 達成率:夜間 0% (3 地点中 0 地点) (平成 17 年)	達成率:昼間 33.3% (3 地点中 1 地点) 達成率:夜間 33.3% (3 地点中 1 地点) (平成 12 年)	環境基準 昼間:70dB 夜間:65dB	C
満足度	音や振動などの静かさ	63.8%			B
環境向上率	音や振動などの静かさ	56.0%			B

施策の展開方針(2)-①-4 悪臭の防止

総評		評価
満足度・向上率、共に 8 割前後と高いものの、年々悪臭に関する苦情は増加しています。悪臭は一部の地域に限定されることもあることから、市域全体の評価指標だけで判断することは難しく、今後も継続した取組が必要と思われます。		A-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	悪臭に関する苦情件数	67 件 (平成 18 年度)	9 件 (平成 10 年)		C
満足度	臭い(悪臭)などの感覚	77.1%			A
環境向上率	臭い(悪臭)などの感覚	81.8%			A

施策の展開方針(2)-①-5 地盤沈下の防止

総評				評価
最大地盤沈下量は改善の傾向がみられます。しかし、施策の実施率が低いことから、今後、取組を着実に実行していくことで、より、改善効果が上がるものと期待されます。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	過去5年間の最大地盤沈下変動量	-10mm (平塚と上町) (平成15年～平成20年)	-62mm (畔吉) (平成6年～平成11年)		B
満足度					
環境向上率					

施策の展開方針(2)-①-6 地下水汚染の防止

総評				評価
地下水については、環境基準を達成しており、満足度・向上率、共に充足率が高くなっています。今後も継続的な取組により、現状を維持していく必要があります。				A

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	地下水中のダイオキシン類濃度環境基準達成率	100% (4地点中4地点) (平成18年)	100% (4地点中4地点) (平成11年)	環境基準 1.0pg-TEQ/m ³ 以下	A
満足度	地下水のきれいさ	82.4%			A
環境向上率	地下水のきれいさ	82.9%			A

施策の展開方針(2)-①-7 新たな公害の未然防止

総評				評価
ダイオキシン類の状況については、環境基準を満たしています。土壌環境についても満足度・向上率、共に充足率は高くなっています。今後も継続的な取組により、現状を維持していく必要があります。				A

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	大気中のダイオキシン類濃度環境基準達成率	100% (4地点中4地点) (平成18年)	100% (7地点中7地点) (平成11年)	環境基準 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	A
満足度	土のきれいさ	88.0%			A
環境向上率	土のきれいさ	86.9%			A

目標水準②安心できるまち

概ね充足していますが、都市計画マスタープラン等との調整が必要となります。

施策の展開方針(2)-②-1 円滑な道路交通

総評				評価
交通の利便性については、満足度・向上率、共に充足率は7割以上となっています。しかし、一部の地域に限定されることもあることから、市域全体の評価指標だけで判断することは難しく、今後も継続した取組が必要と思われます。				A

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	市内循環バスぐるっとくんの年間乗客数	444,583人 (平成19年)	320,310人 (平成11年)		B
満足度	買物や交通の便利さ	74.4%			A
環境向上率	買物や交通の便利さ	88.7%			A

施策の展開方針(2)-②-2 災害に強いまちづくり

※地域防災計画に位置づけられるものとして、対象とせず。

施策の展開方針(2)-②-3 ゆとりの確保

総評				評価
環境状態である一人当たりの都市公園面積は、重点施策の目標に達成していませんが、向上率が比較的高く、従前より改善されてきていることがうかがえます。また、満足度の充足率は7割に近く、他の項目と比較すると高くなっています。施策の実施率が低いことから、今後、取組を着実に実行していくことで、改善効果が上がるものと期待されます。				B+

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	一人当たり都市計画公園面積	3.84m ² (平成19年)	3.37m ² (平成9年)	公園や緑地として整備する施設の面積目標： 市民一人当たり 6.5m ² 以上 (重点目標)	C
満足度	ゆとりのある空間(公園、広場)の豊かさ	64.5%			B
環境向上率	ゆとりのある空間(公園、広場)の豊かさ	78.8%			A

目標水準③清潔なまち

改善方向にみられますが、継続した取組が必要です。

施策の展開方針(2)-③-1 下水道の整備

総評				評価
生活排水処理率は増加し、改善方向にありますが、水質に関する満足度は低くなっています。施策の実施率は非常に高く、下水道の整備だけでは満足度の向上が期待できないことが予想され、施策の展開方針を見直す必要性があります。				B-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	生活排水処理率	88.5% (平成 18 年)	78.0% (平成 14 年)		B
満足度	近くの川や水路など 水のきれいさ	45.3%			C
環境向上率	近くの川や水路など 水のきれいさ	67.9%			B

施策の展開方針(2)-③-2 ごみ散乱対策の強化

総評				評価
ごみの散乱に関する満足度の充足率は 6 割であり、向上率も比較的高く、改善の傾向が見られます。ポイ捨て禁止条例が制定されたことから、条例内容の普及啓発により、今後、更なる改善効果が期待されます。				B+

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	周辺のきれいさ (ごみの散乱などがない)	65.5%			B
環境向上率	周辺のきれいさ (ごみの散乱などがない)	72.0%			A

基本目標（3）次世代のあげおのために

目標水準①資源を大切にすまち

継続した取組を着実に推進すると共に、時代の変遷にあわせた新たな取組が望まれます。

施策の展開方針(3)-①-1 ごみ減量・リサイクルの推進

総評				評価
一人一日当りのごみ排出量は減少傾向にあるとともに、再資源化率も重点施策の目標を達成しています。施策の実施率が低いことから、今後、取組を着実に実行していくことで、改善効果が上がるものと期待されます。				A-

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境 状態	一人一日当たりのごみの排出量	914g (平成 19 年)	956g (平成 10 年)		A
	ごみの再資源化率	17.7% (平成 19 年)	11.2% (平成 14 年)	資源化率: 約 15% (重点目標)	A
満足度					
環境 向上率					

施策の展開方針(3)-①-2 省資源・省エネルギーの推進

総評				評価
市民一人当たりの電力・ガス使用量は共に増加傾向にあり、施策の実施率についても 3 割未滿となっています。市民の省エネルギー行動実践の実施率は高く、意識の向上は見られますが、成果が出ていない状況です。新たな施策や取組などの立案が必要と思われます。				C

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境 状態	市民一人当たりの年間電力使用量 ※算出手法は第一次計画資料編参照。	1,546.2kwh (平成 19 年)	1,205.8kwh (平成 6 年)	一人当たりの電力使用量:995.9kwh (重点目標)	C
	市民一人当たりの年間ガス使用量 ※算出手法は第一次計画資料編参照。	169.9m ³ (平成 18 年)	146.1m ³ (平成 6 年)	一人当たりのガス使用量(家庭用): 136.9m ³ (重点目標)	C
満足度					
環境 向上率					

施策の展開方針(3)-①-3 歩行・自転車利用促進

総評				評価
一世帯当たりの自動車登録台数は減少傾向にあります。レンタサイクル利用者数は増加傾向にあります。施策の実施率をあげることで、より、改善効果が上がるものと期待されます。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	一世帯当たりの自動車登録台数	0.99 台 (平成 19 年)	1.16 台 (平成 12 年)		B
	レンタサイクル利用者数 (一時・定期 利用合計)	7,717 件 (平成 19 年)	4,944 件 (平成 10 年)		A
満足度					
環境向上率					

施策の展開方針(3)-①-4 水資源の有効利用

総評				評価
一人当たりの上水給水量は減少傾向にあり、節水の取組が広まりつつあることがうかがえます。施策の実施率を上げることで、より、改善効果が上がるものと期待されます。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態	一人当たりの上水給水量	112.3m ³ (平成 19 年)	116.2m ³ (平成 10 年)		B
満足度					
環境向上率					

目標水準②環境を思いやるまち

機会の創出に加え、環境活動を啓発し、広めていくことが期待されます。

施策の展開方針(3)-②-1 環境に関する生涯学習の推進

総評				評価
向上率の充足度は9割以上と高いものの、満足度については6割と概ね充足の状況です。施策の実施率を上げることで、より、改善効果が上がるものと期待されます。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	環境について学ぶ機会の多さ	64.0%			B
環境向上率	環境について学ぶ機会の多さ	91.2%			A

施策の展開方針(3)-②-2 環境保全型の施設整備

総評				評価
向上率の充足度は9割以上と高いものの、満足度については6割と概ね充足の状況です。平成11年11月に自然学習館が設立されていますが、市民・事業者の参加率が低く、施策の実施率が低い状況です。普及啓発に力を入れることで、より、改善効果が上がるものと期待されます。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	環境活動ができる機会の多さ	66.1%			B
環境向上率	環境活動ができる機会の多さ	92.8%			A

施策の展開方針(3)-②-3 コミュニティ活動の促進

総評				評価
向上率の充足度は9割以上と高いものの、満足度については6割と概ね充足の状況です。市民・事業者の参加率が低いことから、普及啓発に力を入れることで、より改善効果が上がるものと期待されます。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	環境市民活動の活発さ	68.6%			B
環境向上率	環境市民活動の活発さ	92.3%			A

施策の展開方針(3)-②-4 地球市民としての行動

総評				評価
向上率の充足度は9割以上と高いものの、満足度については6割と概ね充足の状況です。市民・事業者の参加率が低いことから、普及啓発に力を入れることで、より改善効果が上がるものと期待されます。				B

【指標】

区分	指標の項目	現在の値	参考		評価
			過去の値	参考指標	
環境状態					
満足度	地域環境イベントの豊富さ	67.3%			B
環境向上率	地域環境イベントの豊富さ	92.9%			A

■参考となる指標による評価

参考となる指標である施策の実施率の評価結果を以下に整理しました。

基本目標（１）やすらぎのあるまちに

目標水準	施策の展開方針	施策実施率	評価
①自然を守り育てるまち	(1)-①-1 今ある自然の保護・保全	30.0%	C
	(1)-①-2 自然とのふれあいの促進	54.8%	B
②水辺や緑が身近にあるまち	(1)-②-1 緑化の推進	34.6%	C
	(1)-②-2 水辺環境の保全・整備	28.3%	C
	(1)-②-3 公園の整備	31.9%	C
	(1)-②-4 農地の保全・活用	53.5%	B
③五感にやさしいまち	(1)-③-1 サウンドスケープデザイン	0.0%	C
	(1)-③-2 四季のかおりを感じるまちづくり	0.0%	C
	(1)-③-3 景観の保全・整備	66.7%	B
	(1)-③-4 歴史的・文化的環境の保全・整備	0.0%	C

基本目標（２）清らかで安全なまちに

目標水準	施策の展開方針	施策実施率	評価
①公害のないまち	(2)-①-1 大気汚染の防止	42.3%	B
	(2)-①-2 水質汚濁の防止	40.9%	B
	(2)-①-3 騒音・振動の防止	31.2%	C
	(2)-①-4 悪臭の防止	66.7%	B
	(2)-①-5 地盤沈下の防止	24.7%	C
	(2)-①-6 地下水汚染の防止	73.1%	B
	(2)-①-7 新たな公害の未然防止	74.0%	B
②安心できるまち	(2)-②-1 円滑な道路交通	29.1%	C
	(2)-②-2 災害に強いまちづくり	40.0%	B
	(2)-②-3 ゆとりの確保	20.0%	C
③清潔なまち	(2)-③-1 下水道の整備	93.3%	A
	(2)-③-2 ごみ散乱対策の強化	56.5%	B

基本目標（３）次世代のあげおのために

目標水準	施策の展開方針	施策実施率	評価
①資源を大切にす るまち	(3)-①-1 ごみ減量・リサイクルの推進	36.6%	C
	(3)-①-2 省資源・省エネルギーの推進	29.5%	C
	(3)-①-3 歩行・自転車利用促進	48.1%	B
	(3)-①-4 水資源の有効利用	44.5%	B
②環境を思いやる まち	(3)-②-1 環境に関する生涯学習の推進	34.0%	C
	(3)-②-2 環境保全型の施設整備	12.5%	C
	(3)-②-3 コミュニティ活動の促進	32.3%	C
	(3)-②-4 地球市民としての行動	17.8%	C

■評価に使用した指標

指標		示すもの	評価の基準
成果指標	環境状態	環境の状態を示すもの。 参照：現況調査等により把握した統計的数値。	A: おおむね改善 B: 改善傾向にあるが不十分 C: 変化なし又は悪化
	満足度	環境の成果を示すもの。 参照：意識調査により把握した市民の環境の状態への満足度の設問の回答率。	A: 70%以上の満足充足率 B: 50%以上の満足充足率 C: 50%未満の満足充足率 満足充足率：「満足＋やや満足＋普通」の回答率（無回答を除く）
	環境向上率	過去10年間の環境の成果を示すもの。 参照：意識調査により把握した市民の10年前との環境の変容に対する意向の回答率。	A: 70%以上の向上充足率 B: 50%以上の向上充足率 C: 50%未満の向上充足率 向上充足率：「よくなった＋変わらない」の回答率（わからない・無回答を除く）
参考となる指標	施策実施率	施策の実施状況を表したものの。 参照：施策の実施状況調査により把握した市・市民・事業者の取組の実施率。	A: 80%以上の実施率 B: 40%以上の実施率 C: 40%未満の実施率

資料 4 用語集

◆用語の右の（数字）は、本冊子での掲載頁を示します。

あ行

ISO14001 (59)

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が定める、組織が環境に配慮した活動を推進する仕組み（環境マネジメントシステム）の国際規格。

アイドリング (31, 53, 56, 58)

自動車の駐停車時などに、エンジンを空回しさせたままにした状態のこと。燃料の浪費となるほか、大気汚染や騒音発生の一因となるため、アイドリングをできるだけやめようという提言が、アイドリング・ストップ運動である。

あげお環境賞 (40)

環境の保全意識の醸成を目的に、毎年1回、市内の団体・個人を募集し、上尾市環境推進協議会役員会で選考のうえ、翌年度に表彰を行う。第1回表彰は平成14年度（2002年度）に実施。

上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (64)

平成18年（2006年）3月策定。廃棄物処理法第6条及び同法施行規則第1条に基づき、一般廃棄物（ごみ）の処理を行うための中長期的な計画。一般廃棄物は、ごみと生活排水（し尿及び生活雑排水）に分けられるが、本市では、生活排水については生活排水処理基本計画を策定しているため、本基本計画は、ごみ処理基本計画として策定されている。さらに、本基本計画と生活排水処理基本計画に基づき、年度毎に「一般廃棄物処理実施計画」を作成している。

上尾市環境基本計画 (2, 18)

上尾市環境基本条例第8条に基づき、市民・事業者・市が協働して環境の保全と創造に取り組むことをめざし、策定した計画。第一次計画は平成10年（1998年）3月策定。第二次計画（本冊子）は平成22年3月に策定され、計画期間は平成22年（2010年）4月から平成33年（2021年）3月までの11年間である。

上尾市環境基本条例 (2)

平成9年（1997年）9月30日制定。環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、及び市民の責務を明らかにする

とともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている（第1条）。
※本冊子の資-2頁以降に全文を掲載しています。

上尾市環境推進協議会 (10, 21, 26, 40, 43, 68, 資08)

上尾市環境基本条例第26条に基づく環境保全と創造の協働組織。環境推進大会、学習会、自然観察会などの事業を実施している。

上尾市環境推進大会 (44, 54, 59)

上尾市環境推進協議会と市の共催により、例年、環境月間である6月に開催している啓発イベント。あげお環境賞の授与、ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスターの優秀作品の表彰及び展示、記念講演などを行っている。

上尾市環境パネル展 (44, 68)

上尾市環境推進協議会会員の環境保全と創造の取組をパネル展示により紹介する事業。例年、環境月間である6月に市役所1階市民ホールで、また、11月にあげお祭り（あげお工業フェア）会場で開催している。

上尾市自然学習館 (26, 42, 資21)

上尾丸山公園内に平成11年（1999年）11月に開設された、上尾の自然や文化を学習、観察、体験できる、自然学習や地域交流の拠点となる施設。

上尾市地球温暖化防止実行計画 (63)

地球温暖化問題や資源循環型社会の構築といった取組を拡大・拡充するため、平成19年（2007年）3月に策定された、平成19年度を初年度とする実行計画。対象範囲は、上尾市が行うすべての事務・事業。環境保全のため、地球温暖化対策の推進を市自らが率先して実行し、市民、事業者の自主的な取組を促進することにより、循環を基本とした持続可能な社会の構築を目指すことを目的としている。地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づく、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を定めた法定計画であるとともに、廃棄物の減量、リサイクルの推進、水使用量の削減、グリーン購入等、環境負荷の低減を含む計画となっている。

上尾市都市計画マスタープラン (13, 資 17)

上尾市総合計画の都市計画部門における連携がとれた効率的な計画・施策の運用を図るための基本方針。平成 4 年 (1992 年) の都市計画法改正を受け、平成 12 年 12 月に策定された。目標年次は平成 32 年 (2020 年)。

上尾市緑の基本計画 (63)

都市緑地保全法に基づき、平成 13 年 (2001 年) 3 月に策定された、緑とオープンスペースのすべてに関する総合計画。目標年次は平成 32 年 (2020 年)。「緑の将来像」を「子供たちにおくる上尾の緑づくり ～人と緑と生き物の共生都市をめざして～」としている。

暗渠 (46)

地下に埋設された河川や水路のこと。
対義語は、開渠。

雨水浸透トレンチ (41, 58)

地表に降り注いだ雨水を徐々に地中へ浸透させる装置。浸透機能と通水機能とを有するように穴を開けた管と、その周囲を覆う砕石充填層、砕石充填層の外周を覆う透水シート、敷砂等からなる。この装置の設置により、水害軽減、地盤沈下抑制、湧水復活などの効果が期待できる。

雨水浸透ます (41, 58)

地表に降り注いだ雨水を一時的に貯蓄し、徐々に地中へ浸透させる装置。通常の雨水ます (雨どいなどからの雨水を集め、排水路などに流すもの) とは異なり、底面及び側面に多くの穴を開けてあるほか、雨水の浸透効率を高める様々な工夫がなされている。この装置の設置により、水害軽減、地盤沈下抑制、湧水復活などの効果が期待できる。少しずつの水を多数の箇所処理できるよう広範囲に分散させて設置することで効果を発揮するため、個別住宅での使用に適した、設置・管理が容易なものとなっている。コンクリート製・ポリプロピレン製・塩ビ製など、材質は多様。

雨水貯留タンク (41, 53, 58)

雨どいに直接接続し、建物の屋根に降った雨水を貯めるタンク。貯まった雨水は、庭木への水やり、打ち水、洗車などに利用でき、水道水の節約につながる。また、降雨の際、下水道施設の負担を軽減するほか、雨水の河川への急激な流入を抑制し災害を軽減する効果が期待できる。

江川流域づくり推進行政会議 (32)

平成 18 年 (2006 年) 12 月 25 日に設立された、一級河川江川の河川改修事業を推進するための会議。国土交通省、埼玉県、桶川市、上尾市、北本市、鴻巣市で構成されている。

エコアクション 2.1 (59)

中小企業でも取り組みやすい環境経営のシステムとして環境省が策定した環境マネジメントの認証・登録制度。平成 16 年 4 月に内容が改定された。

エコバッグ (53)

消費者が買い物の際にレジ袋を辞退するために持参する袋。レジ袋の使用を削減することにより、ごみの減量や、原料となる石油資源の消費抑制につながる事が期待されている。エコバッグの活用を呼びかける「マイバッグ運動」は、誰もができる身近な環境活動として位置づけられる。

エコファーマー (29)

平成 11 年 (1999 年) 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (持続農業法)」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者 (認定農業者) の愛称。「持続性の高い農業生産方式」とは、農林水産省令で定める内容に基づき、たい肥などを使用し、化学肥料や農薬の使用を減少させることにより、農地の生産力を維持増進し、良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式をいう。

エコマーク (39, 53, 58)

厳しい審査基準をクリアし環境保全に役立つと認定された商品 (製品及びサービス) だけに付けられる、環境のブランドマーク。平成元年 (1989 年) に開始された。消費者が環境を意識した商品選択を行い、関係企業の環境改善努力を進めることにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としている。認定には、一面的な環境への負荷のみならず、原料の調達から廃棄・リサイクルにわたる過程の全体を通して環境への負荷をチェック・評価する手法がとられている。問い合わせ先→ (財) 日本環境協会エコマーク事務局 TEL 03-5643-6255

エコライフDAY (40)

埼玉県の事業。「年に1日、みんなで地球温暖化防止にチャレンジしよう」という日のこと。県民一人ひとりのライフスタイルの変革のきっかけづくりとして、「エコライフDAYチェックシート」(=1日版環境家計簿)を使い、省エネルギー、省資源など環境に配慮した生活を経験してもらい、その成果を二酸化炭素等の削減量としてまとめ発表する取組。平成12年(2000年)に川口市が募集した「ミレニアム事業市民提案夢づくり事業」に、川口市環境会議が全国で初めてこの企画を提案し、採択されたのが始まり。

屋上の緑化 (27, 40, 50)

建築物の断熱性や景観の向上を目的として、屋根や屋上に人工の地盤をつくり、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。
→ 壁面の緑化、緑のカーテン

オゾン層 (2)

地球の大気中でオゾン(O₃)の濃度が高い部分のこと。地上から約10~50キロメートル上空の成層圏に存在し、太陽光に含まれる紫外線の大部分を吸収することで地球上の生物を保護する役割を果たしている。オゾン層がフロンなどによって破壊されると、地表まで届く紫外線の量が増加し、皮膚がんの増加や生態系への影響が生じる。

温室効果ガス (21, 43, 44, 63)

太陽光線は大気を通過し地表を暖める。熱を吸収した地表から赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などの気体が地表から放射される赤外線を吸収し、地球を温室のように暖める。この現象を温室効果という。これにより地球表面温度は平均15℃程度に保たれている。大気中に拡散された、温室効果をもたらす気体を温室効果ガスといい、二酸化炭素、メタンなど50種を超す。産業革命以降、人間の活動により、これら温室効果ガスの排出が著しく増えたため、今後地球温暖化が進むことが懸念されている。平成9年(1997年)、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)が削減対象の温室効果ガスと定められた。

か行**カーシェアリング** (31)

1台の自動車を複数の会員が共同で利用すること。利用者は、自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要な時にその団体の自動車を借りることで、利用者本人の経費節減だけでなく、自動車による環境負荷を低減する効果が期待される、省エネルギー推進の手段の一つ。1980年代後半に交通問題解消と環境保護運動の一環としてスイスで考案され、1990年代以降、欧州で普及しつつある。

カーボンオフセット (40)

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
→ 温室効果ガス

化石燃料 (63)

動物や植物の死骸が地中にたい積し、長い年月の間に変成してできた、石炭、石油、天然ガス、オイルサンド、メタンハイドレートなどの有機物燃料の総称。

合併処理浄化槽 (9, 32, 45, 47, 51, 65)

水洗式便所と連結して、し尿及び生活雑排水(厨房排水、洗濯排水等)を合わせて沈殿分離し、微生物の作用や酸化分解等の方法で処理・消毒し、終末処理下水道以外に放流するための設備。 → 下水道

環境基準 (9, 20, 資14, 資15, 資16)

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気・水・土壌・騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのか、国が定める行政上の政策目標(環境基本法第16条)。

最低限度としてではなく、より積極的に維持することが望ましい目標として、その確保を図っていくとするもの。また、汚染が進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないよう、環境基準を設定し、維持していくことが望ましいものとされる。

環境基準は、現に得られる限りの科学的知見

に基づき定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものである。

環境基本計画 (2)

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。平成6年(1994年)に第一次計画、平成12年(2000年)に第二次計画、平成18年(2006年)に第三次計画が閣議決定された。

→ 上尾市環境基本計画

環境基本法 (2)

平成5年(1993年)制定。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている(第1条)。

環境指標 (14, 19)

環境データ(機器による計測値や統計データ等)を必要に応じて加工し、環境の現状や環境政策の現状を評価する材料として用いたもの。

環境美化推進員 (10, 42)

上尾市では、上尾市環境美化推進員設置要綱(平成13年(2001年)3月30日市長決裁)により、健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、事務区長の推薦に基づき市長が委嘱する。平成22年(2010年)3月現在、定数214人、任期2年。

環境美化推進員は、地域住民のリーダーとして、環境美化活動の推進、ごみ集積場の適正管理の啓発、一般廃棄物の減量化及びリサイクルの推進、不法投棄防止、空き地の環境保全、衛生害虫駆除の推進、環境衛生行政に係る情報の伝達などを行う。

環境負荷(環境への負荷) (2, 5, 18, 44, 54, 59, 64, 68)

人間が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原

因となるおそれのあるものをいう。」と定義している(第2条)。

環境マネジメントシステム (14, 15, 59, 68, 70)

事業者が環境保全に関する取り組みを自主的に進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画(Plan)を立てて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Action)を行う仕組み(PDCAサイクル)のこと。これらを繰り返すことにより、目標の達成を目指す。略称EMS(Environment Management System)。

希少種 (19, 資10)

一般的には、(野生の)生物のうち、数が少なく、簡単に見ることができない(まれにしか見ることができない)種をいう。希少種。

揮発性有機化合物 → VOC

クリーン上尾運動 (20)

市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日(5月30日=ごみゼロの日)を中心に、地区(上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地)ごとに実施される美化清掃活動。「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」によりたばこの吸殻や空き缶などのポイ捨ては市内全域において禁止されているが、クリーン上尾運動はポイ捨て防止や環境美化の促進に重要な役割を担っている。

グリーン購入 (39)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

ぐるっとくん

→ 市内循環バスぐるっとくん

景観法 (37)

平成16年(2004年)6月制定。我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及

び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

下水道 (9, 32, 46, 資 18)

下水道法(昭和33年(1958年)制定)による下水道の種別の一つ。「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義される。

公害 (4, 20, 24, 51, 56, 資 14)

環境基本法(平成5年(1993年)制定)では、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義される。また、上記の7つを「典型7公害」という。

光化学オキシダント (9, 20, 資 14)

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて化学反応を起こすこと(光化学反応)により生成される二次汚染物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質)の総称。光化学スモッグの発生原因となる。

こどもエコクラブ (43)

地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援するために、平成7年(1995年)、環境庁(当時)が発足させた事業。幼児から高校生まで2人以上の仲間(メンバー)と活動を支える1人以上の大人(サポーター)で構成される環境活動クラブ。

さ行

再生可能エネルギー (21, 38, 63)

自然エネルギーとほぼ同義。(対義語:枯渇性エネルギー……化石燃料や、ウラン等の埋蔵資源を利用するもの(原子力発電など)を指す。)

太陽エネルギーおよび天体間の位置エネルギーの変化によるエネルギーのこと。資源枯渇のおそれがない、半永久的に利用可能な新たなエ

ネルギー源として有効性と必要性が指摘され、近年利用が活発化している。

太陽エネルギーの利用形態は、直接利用としては太陽光および太陽熱、間接利用としては熱循環経路(水力、風力、海流、放射冷却、海洋温度差、氷雪熱、波力、大気熱ヒートポンプ、地中熱ヒートポンプ、雷(になる前の低電圧静電気)など)、生物経路(薪、バイオ燃料)、地球経路(地熱)に分けられる。

天体間の位置エネルギーの変化によるエネルギーの利用形態は、直接利用としては潮汐力(月の移動に伴う潮の干満)、間接利用としては大気潮汐、風力・海流の一部などがある。

彩の国エコアップ宣言 (40)

埼玉県生活環境保全条例の規定に基づき、環境への負荷が相当程度大きい事業者(工場、大型小売店舗、オフィス等)が、事業活動により生じる環境負荷の低減とともに、事業者と地域社会との間での環境に関するコミュニケーションを促進することを目的として、事業者自らが目標を立て、実施・評価する等の環境管理を実践する環境負荷低減計画。平成14年(2002年)4月1日施行。

里川づくり県民推進事業 (65)

埼玉県の事業。里川(人との関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる水辺)を再生するため、地域住民・学校・企業・河川浄化団体等との連携により、水質を改善・維持し、水辺に親しみを感じられるような各種の取組を行う。

酸性雨 (2)

自動車や工場から大気中に放出された硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)などの大気汚染物質が雨や霧に取り込まれ酸性化したもの。通常pH5.6以下の雨をいう。酸性雨には、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪等の形で沈着するもの(湿性沈着)と、ガスや粒子の形で沈着するもの(乾性沈着)の2種類がある。

CSRレポート (59)

CSRとは、Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略称。企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性の追求だけでなく、利害関係者(ステークホルダー)すべての利益を考え行動するとともに、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも説明責任を有するという考え方。この考え方に基づき、企業が行う取組をまとめた報告書をCSR

レポートという。

資源物持ち去りパトロールシステム (36)

ごみ集積場に集められた資源物を第三者が持ち去ることの無いよう、定期的に巡回・監視する仕組み。上尾市では、西貝塚環境センター職員が対応している。

自然エネルギー (21, 38, 39, 40, 53, 58, 63)

自然現象からエネルギーを取り出して利用するもの。新エネルギー。有限で枯渇性の化石燃料などとは対照的に、資源枯渇のおそれがないという意味を込めた「再生可能エネルギー」の主要な要素を占める。

→ 再生可能エネルギー

市内循環バスぐるっとくん (31, 資17)

高齢者などの交通弱者の社会参加を促すため、平成10年(1998年)12月から4路線で運行を開始した上尾市コミュニティバスの愛称。平成13年(2001年)3月に路線を追加し、現在6路線で運行している。

循環型社会 (21, 62, 64)

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境への負荷をできるだけ少なくした社会。

親水 (46, 65)

河川や湖沼などの周辺の散策や、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられること。

3R(スリー・アール、さんアール) (21, 24, 38, 53, 58, 64)

Reduce(リデュース:物を大切に使いごみ発生を抑制すること)、Reuse(リユース:使える物を再利用すること)、Recycle(リサイクル:資源物を循環・再生させること)の、3つの語の頭文字をとって総称した言葉。

生態系 (63)

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。また、食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。野生生物及び人類の生存を支える基盤であり、生命循環をつくりだしている。

生態系は、森林・草原・湿原・湖・河川など

のひとまとまりのものから、地球という巨大な空間まで、さまざまな捉え方ができる。

生物多様性 (2, 19, 63)

様々な生態系が存在すること。生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

平成4年(1992年)の地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)で採択された生物多様性条約では、「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義された。生物多様性条約は、自然保護や生物多様性保全のほか、日常生活や社会経済活動にもつながりの深い持続可能な利用や、遺伝資源と知的所有権なども含む内容となっている。

国内では、条約上の義務を履行するため、平成7年(1995年)に生物多様性国家戦略が策定され、平成14年(2002年)3月には、里山、干潟などを含めた国土全体の生物多様性の保全、自然再生の推進、多様な主体の参加と連携などの内容を盛り込んだ改訂がなされた。さらに、平成19年(2007年)11月、第三次生物多様性国家戦略が閣議決定され、平成20年(2008年)には生物多様性基本法が制定された。

なお、平成22年(2010年)は国際連合の定めた「国際生物多様性年」である。

節水こま (53, 58)

こまは、水道の蛇口の内部の部品。こま内蔵タイプの蛇口があり、これを取り付けることにより、蛇口からの水流の量を抑える効果がある。

絶滅危惧種 (19)

動植物のうち、さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種。

環境省のレッドデータブックでは、CRとEN(絶滅の危機に瀕している種=絶滅危惧I類)、VU(絶滅の危機が増大している種=絶滅危惧II類)に分類され位置付けられる。

た行

ダイオキシン類 (11, 20, 35, 51, 56, 資16)

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年(1999年)制定)で定義される物質のこと。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びポプラ

ナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）があり、プラスチックや漂白された紙等の炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程等で意図せず生成される、毒性の強い物質。生物の生殖、脳、免疫系に対して生じうる影響が懸念される。

太陽光発電 (39, 58)

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。シリコン、ヒ化ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う。

→ 再生可能エネルギー、自然エネルギー

多自然型護岸ブロック (32)

景観や自然との調和を図るため、河川の護岸整備に用いられる空隙のあるコンクリートブロック。→ 緑化ブロック

地球温暖化 (2, 8, 10, 11, 18, 19, 21, 38, 44, 63)

大気に含まれる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）は、本来、地表を生物の生存に適した温度に保つ効果を持つが、現代の産業社会における多量の石炭や石油の消費に伴い、温室効果ガスの排出量が増加することで、地球の平均気温が上昇している状態。

地球温暖化対策地域推進計画 (63)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において示された各自治体の地球温暖化防止施策のマスタープラン。区域全体における温室効果ガス総排出量の削減のため、行政、市、事業者の3者の具体的取り組み内容が明記される。

地産地消 (50)

地域で生産された物（食品、農産物）を地域で消費すること。また、地域で必要とする物は地域で生産すること。物を遠方から輸送する際のエネルギー（フード・マイレージ）の削減につながるという視点からも注目されている。

低公害車 (31, 56)

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。電気（EV車）や天然ガス（CNG車）のほか、電気とガソリン併用のハイブリッド式（HV）などがある。

低炭素社会 (21, 62, 63)

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの

うち二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない社会のこと。平成19年度（2007年度）のわが国の環境白書・循環型社会白書で提唱された。平成20年（2008年）6月9日、福田康夫首相により発表された、わが国の地球温暖化への対策としての温室効果ガス排出量削減構想（「福田ビジョン」）のなかで、低炭素社会の実現に向けて基本的な方針が示された。

な行

二酸化硫黄 (9, 資14)

硫黄を含む石油や石炭の燃焼により生じる、刺激臭を有する無色の気体。SO₂。別名、亜硫酸ガス。ぜん息などの公害病や、酸性雨の原因となる。

→ 酸性雨

二酸化炭素 (8, 40, 63)

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体。CO₂。

→ 温室効果ガス

二酸化窒素 (9, 資14)

工場・事業所からのばい煙や自動車の排出ガスなどを発生源とする赤褐色の気体。NO₂。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。大気汚染物質。

燃料電池 (39)

化学反応により電力を取り出す装置（電池）の一種。従来の発電システムと比べ、発電効率が高いとされる。多様な用途・規模に応用できるエネルギー源として期待されている。

野焼き (35)

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業のこと。

廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを指しており、この行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則的に禁止されている。

は行

バイオマス (10, 39)

太陽エネルギーが植物の光合成により生体内に固定・蓄積され、エネルギー資源として利用できるもの。枯渇性資源ではない、生物由来

の資源。炭素や水素を含むため、エネルギー源となる。木質系、農業・畜産・水産系、建築廃材系、食品産業系に分類できる。日本政府が定めた「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年（2006年）3月、閣議決定）では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義される。バイオマスには、木炭や薪（まき）などのほか、おがくずをペレット燃料化するものやふん尿を発酵させてメタンガスを取り出すものなどがある。燃焼させて発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの植物から石油成分を抽出する方法もある。廃棄物処理と石油代替エネルギー確保の両方に役立つ。バイオマスを用いた燃料を、バイオ燃料（biofuel）またはエコ燃料（ecofuel）という。

PRTR制度 (30, 32, 34)

PRTRとはPollutant Release and Transfer Registerの略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業所が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。

BOD（生物化学的酸素要求量） (20, 資14)

Biochemical Oxygen Demandの略称。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど水質は汚れは著しい。水質環境レベルの指標として環境基準に用いられる。

ヒートアイランド現象 (2, 11, 19, 27, 53)

都市域において、人工物の増加、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などによる人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心域を中心として島状に市街地を取り巻く状態となることからヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ (43)

生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間。転じて、生物が住みやすいように環境を改変することや、改変したものを指すこともある。学校教育の分野では、児童・生徒への

環境教育の一環で学校の構内に人為的に再生した自然生態系の観察モデルを指す。語源はギリシャ語からの造語で、「bio（いのち）+topos（場所）」。Biotop（ドイツ語）。Biotope（英語）。

VOC（揮発性有機化合物） (9, 30)

Volatile Organic Compoundsの略称。常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれ、これらの物質は有用であり広く使用される反面、健康被害の原因にもなりうる。

風致地区 (45)

風致とは、森林・河川など、自然環境の整った美しさのこと。

風致地区とは、都市計画法および関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画、また都市環境の保全を図るため風致の維持を図ることが必要として、市町村が区域を定めた地区。

不法投棄 (8, 9, 11, 36, 37, 46, 51, 52, 64)

山林や河川敷など、法令で定められた以外の場所にごみなどを廃棄すること。

不明水 (41)

下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象とならない水のこと。下水道への管渠の接続部分やマンホールなどから流入する地下水や雨水のほか、雨どいなどからの誤接続や、無届の排水設備工事などにより流入する汚水などがある。

浮遊粒子状物質 (30, 資14)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつ。工場のばい煙、自動車排出ガスなど、人の活動に伴うものを発生源とするほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。人の健康に影響を及ぼす。略称SPM（Suspended Particulate Matter）。

ふれあいの森 (25)

保存樹林の中でも規模が大きく、市民に開放されている特に良好な特別緑地。

壁面の緑化 (27, 40, 50)

建築物の断熱性や景観の向上を目的として、

外壁などの周辺に植物を育て、這わせること。植物を、下から這わせる方法、上から垂らす方法、壁面に緑化パネル等を設置する方法などがある。

→ 屋上の緑化、緑のカーテン

ま行

マイバッグ → エコバッグ

緑のカーテン (39, 40)

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光をさえぎり、日陰を作ること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室内の温度上昇の抑制を図ることが期待できる、省エネルギー手法のひとつ。

→ 屋上の緑化、壁面の緑化

緑の公有地化 (25)

豊かな緑を次の世代に残すため、良好な自然環境を形成している緑地を公の所有とする取組。上尾市では、「原市ふるさとの緑の景観地」や「藤波・中分ふるさとの緑の景観地」で公有地化が進められている。

ら行

緑化ブロック (28)

コンクリート製のブロックで、内部に土を入れることで植栽が可能な構造になっているもの。→ 多自然型護岸ブロック

緑化マニュアル (27)

自然環境や景観の保護・保全および生物多様性や生態系の保全を考慮した緑化の考え方とそれに基づく手法。また、それを示した手順書のこと。地域に合った在来種を主に用いること、外来種の安易な利用を避けること、単一植生にならないようにすること、現地発生材（現地表土・樹木）およびリサイクル材の利用を図ることなどが盛り込まれることが多い。

緑地保全地区 (25, 46)

都市計画法および関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」のひとつとしてその区域を定めた緑地。